

## 令和2年度第5回狛江市社会教育委員の会議(要旨)

- 1 日 時 令和3年2月22日(月)午後6時30分から午後7時40分まで
- 2 場 所 狛江市役所防災センター401、402 会議室
- 3 出席委員 塚越委員長、伊藤委員、川崎委員、楠本委員、佐藤委員、豊島委員、中川委員、星委員、福田委員  
欠席委員 住友副委員長、  
事務局 森課長、関根主事
- 4 議 題
  - (1) 委員の報告
  - (2) 社会教育関係団体のあり方について
  - (3) その他
- 5 配布資料
  - 資料1 社会教育関係団体のあり方について(答申案)
  - 資料2 令和3年度第52回関東甲信越静社会教育研究大会東京大会開催要項(案)

## 6 会議の結果

### 議題(1) 委員の報告

委員 : 放課後子ども教室について、会議は開催されておらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、放課後子ども教室に関する多くの事業が休止している。

委員長 : 青少年問題小委員会について、青少協だよりが全戸配布された。また、青少年問題協議会について、会議の開催はなく、非行問題の報告もなかった。地域の青少年活動は自粛縮小されている。

### 議題(2) 社会教育関係団体のあり方について

事務局 : 答申「社会教育関係団体のあり方について」の内容及び修正箇所について説明。

委員 : 答申第6章「社会教育関係団体のあり方及び支援のあり方」項目1「活動内容、運営方法及び組織について」(3)「入会金及び月会費は5,000円以内とすること」とあるが、この根拠は何か。

委員長 : 既存の団体における月会費の平均値とし、社会教育活動を行う中で支障をきたさ

ない額としている。

委員：答申第6章「社会教育関係団体のあり方及び支援のあり方」項目1「活動内容、運営方法及び組織について」(4)「月10万円を超える謝礼を支払わないこと」とあるが、社会教育関係団体の指導者は、無償でも行えるのではないか。

事務局：活動によっては、講師を呼ぶための謝礼が必要な団体もある。また、既存の団体を淘汰するのではなく、より多くの団体に活動をしていただきたいという議論が、今までの会議で行われていた。活動頻度、内容が団体によって異なるため、登録基準により、活動が制限される団体が生まれることのないよう金額を設定した。

委員長：答申第6章「社会教育関係団体のあり方及び支援のあり方」項目1「活動内容、運営方法及び組織について」(4)「月10万円を超える謝礼を支払わないこと」において、「1人の講師に」という文言が削除され、「月10万円を超える謝礼を支払わないこと」となっているが、講師が複数名であっても、月額合計10万円以内の支払とすること、すなわち、年間の講師料として120万円まで認めるということで良いか。

事務局：活動頻度や、講師の人数については団体それぞれであるが、講師謝礼は月額合計10万円までと解釈していただきたい。

委員：答申第6章「社会教育関係団体のあり方及び支援のあり方」項目1「活動内容、運営方法及び組織について」において、登録基準の見直しをすることで、基準に当てはまらなくなる団体がある場合、どのような働きかけをしていくのか。

事務局：答申を教育委員会に報告した後、令和3年度に答申内容を再検討し、要綱の改正等を社会教育課で行う。その際、社会教育関係団体に向けて、狛江市としての社会教育関係団体のあり方及び支援のあり方について、広報・説明を行い、半年から一年の間に是正していただき、令和4年度までに登録基準に当てはまるようにしていただくことを予定している。

委員長：第6章「社会教育関係団体のあり方及び支援のあり方」項目1「活動内容、運営方法及び組織について」(8)「新規に登録を希望する団体は、2年間の実績を有していること」のとおり、新規の登録団体には実績を提出していただく予定のため、なるべく早めに要綱の改正を行い、指導ができれば良い。また、同項目(9)「新規に登録する団体の承認については、社会教育委員の意見を聴くこと」とあるため、今後当会議は審査をしていく役目を担っていく予定である。

委員：現在の社会教育関係団体登録要綱第2条の登録基準については、具体性に欠ける部分があるとのことだったが、今回の答申第6章「社会教育関係団体のあり方及び支援のあり方」での提案のように、具体的な登録基準を提示すると、登録する利用者が社会教育関係団体について、理解しやすくなる。また登録団体に決まりを守ろうという姿勢が生まれると思うので、改革ができるのではないだろうか。自分たちだけが学ぶのではなく、学んだものをさらに市民に向けて還元していく

ことが、社会教育関係団体として大事なことであると思う。答申内容をある程度活かしていただくことを望む。

委員長：今年度の会議では、社会教育と生涯学習の違いや社会教育活動について考え、理解を深めた。現在活動している社会教育関係団体においても、社会教育活動について理解できていないことがあると思われる。今回の答申をもとに、社会教育関係団体の要件を明確に示し、団体が要件を満たすことで、様々なインセンティブが受けられるようになると、案内ができるのではないかと。団体の活動を制限するのではなく、社会教育活動を行うことが市民に浸透すればよいと思う。また、答申第3章「国及び東京都における社会教育の変遷及び現状」のように、生涯学習へ移行する時代が来ているのではないかと考えることもあるが、狛江市は、学んだことを市民から市民へと伝えていく社会教育活動を充実させることで、生涯学習社会を推進しているということ伝えていきたい。

委員：要綱の改正について、最短で2年後の令和4年度の反映ということになるが、是非実効性のあるものとしてほしい。学校施設は団体に貸し出しされることが多く、地域の方に貸してほしいと相談を受けることもあるため、判断が難しいことがある。社会教育課にて施設貸出についてルール等で線引きを行い、校長会及び副校長会にて共有していただきたい。

委員：今年度の会議の話題が反映されており、社会教育についても、答申を読むことによって理解していただける内容となっている。是非答申を活かしていただきたい。

委員：形式について下記の通り意見。

- ・1章「はじめに」があるのでまとめとして「終わりに」があっても良いのではないかと。
- ・資料に通し番号がついているが、不要ではないかと。
- ・答申第5章「社会教育活動とは」項目2「答申にあたり基本的な考え方」において、「得体のしれないウィルスとの戦いは人間社会に歴史を振り返っても持って生まれた宿命であるかのようなものである。」と記述されているが、結論が記述されていない。社会教育とのつながりを記述すると良いのではないかと。
- ・答申第5章「社会教育活動とは」項目2「社会教育活動とは」において、「生涯学習と社会教育の違いを考えると、生涯学習とは学習者が自由に学ぶ視点から生涯にわたって知識や技術の向上を目的とする活動に対し、社会教育は実践者が目的をもって組織的に継続して行われる教育活動と考えることができる。」記述されているが、主語が生涯学習と社会教育に係る主語が「学習者」と「実践者」で異なっているため、分かりづらいのではないかと。
- ・答申第4章「狛江市における社会教育の現状と課題」項目2「社会教育関係団体の課題」について、(1)～(3)の小見出しは、課題を表す表現に変えると分かりやすい。また、同項目(4)「社会教育委員の会議との連携」において

は、課題が記述されていないため、課題について追記すると良いのではない  
か。

- ・答申第4章「狛江市における社会教育の現状と課題」項目2「社会教育関係団体の課題」(1)「社会教育関係団体の活動について」において「『練習』『練習試合』など会員内の技術向上、親睦のみが記されていることが多く」と記述されているが、根拠を述べた方が良いのではないか。

委員長：意見を参考に、修正を加えられるところがあれば、事務局で修正をしてほしい。

委員長：答申第6章「社会教育関係団体のあり方及び支援のあり方」項目2「社会教育関係団体への支援のあり方」(3)において、教育委員会の後援を得て行われる事業は年間どの程度あるのか。また、教育委員会後援を受けた事業について、公民館を使用する際、担当課より施設の特別申請を出すことに問題はないか。

委員：例年50件から60件ほどの申請があるが、今年度新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より数が減少し、10件ほどの申請となっている。また、担当課より公民館へ施設申請を行うことについて、担当課が主催をするということではないが、申請手続の担当課ということで、施設使用の申請を行うのであれば、問題がないと考える。

委員長：社会教育関係団体の社会教育事業について、市民が多く参加できるよう公表していくことが大切である。また、担当課による名義貸しにならないよう、事業の実態を把握していくことが大切である。

事務局：そのためにも、今回の答申内容を通していきたいと考えている。

委員長：本会議内でいただいた意見をもとに答申の内容を修正する。修正内容については事務局と委員長に一任いただきたい。また、今後の答申の流れについて、事務局から説明をお願いしたい。

事務局：当会議内でいただいた意見をまとめて、一部修正を行う。その後3月上旬に委員長から教育長に答申後、3月中旬に教育委員会定例会にて答申の報告。令和3年度においては、答申をもとに、社会教育関係団体のあり方及び支援のあり方について検討を行い、要綱の改正等を行っていく予定となっている。

委員長：答申の前に修正した内容について、委員の皆さんにデータをメールにて共有できればと思う。「社会教育関係団体のあり方」について、短い期間でご検討いただいた皆さんに感謝したい。

### 議題(3) その他

事務局：令和3年度第52回関東甲信越静社会教育研究大会東京大会の分科会について説明。グループワーク内での話題提供者または講演者について、推薦したい方はいるか、該当がなければ事務局に一任していただけるか確認。

委員長：「新しい生活様式における社会教育のあり方」についてのグループワーク前に、

話題提供または講演いただける方がいれば、事務局へ連絡をいただきたい。

委員長：今回の会議は2年間の任期での最後の会議となる。引き続き社会教育委員を続けていただける方、また今年度で任期満了となる方がいる。満了となる方に、一言お言葉をいただきたい。

委員：皆さんと社会教育委員として活動をしていく中で、令和3年度の関東甲信越静社会教育研究大会東京大会に携わることができず、申し訳ない。短い時間だったが皆さんと活動をできたことに感謝している。

委員：社会教育委員としての活動の中で、様々なことを勉強させていただいた。関東甲信越静社会教育研究大会等の研修会に、あまり参加できていないことをとても歯がゆく感じていた。社会教育委員として活動できたことに感謝している。

委員長：今年度は答申の年であったが、皆さんのおかげで答申ができた。令和3年度には新しいメンバーでの活動が始まるが、関東甲信越静社会教育研究大会東京大会やオリンピックがあるので、皆さんからいただいた意見を活かしていきたい。

事務局：「社会教育関係団体のあり方について」の答申を約9ヶ月の中で仕上げただき委員の皆さんに心から感謝したい。現在、狛江市の社会教育事業には、社会教育関係団体登録要綱に定められている登録基準が具体性に欠けていることや、市民に対して社会教育活動と生涯学習活動の違い等の周知が不足していること等の問題が生じている。皆さんからいただいた素晴らしい答申をもとに、より良い社会教育活動を行えるよう要綱の改正を行い、適切な支援を行っていくことで狛江市の社会教育活動が充実したものになるよう努めていきたい。

委員長：これで会議を終了とする。